

<おしながき>

- 【1】 ビジネスニュースランキング
- 【2】 セミナー案内
- 【3】 ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

当事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<https://kyotosogo-law.com/>

---

## 【1】 ビジネスニュースランキング

---

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

2020年はランキング方式でお届けしています。

### ★新型コロナ関係★

京都府コロナウイルス感染症対策サイト

<https://kyoto.stopcovid19.jp/>

には各日のPCR検査実施数と陽性者数が公表されています。

検査実施日と陽性判明日が同じ日でない場合が多いと思われるので、正確な数字ではなくあくまで参考に過ぎませんが、1週間毎にグループ化して陽性者数/検査実施数の割合を出してみました。

対象期間	検査実施数	陽性者数	割合
11/20-11/26	4130人	176人	4.3%
11/27-12/03	4277人	151人	3.5%
12/04-12/11	6193人	472人	7.6%

12/12-12/18	6382 人	505 人	7.9%
12/19-12/25	7850 人	588 人	7.5%

12 月以降、陽性者数も割合も大幅に上昇していて大変気がかりです。

#### ◆第 5 位◆

最近、消費者庁の動きが活発です。

景表法違反で高額の課徴金が命じられたり、コロナに便乗した表示に対して指導がなされたりしています。

・消費者庁が、令和 2 年 11 月 30 日現在の景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要を公表しました。

法的措置の中には、商品を摂取するだけで容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた業者に対し、当該業者が示した資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないとして、2961 万円の課徴金を命じた例があります。

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/information\\_other\\_201225\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/information_other_201225_0001.pdf)

・打消し表示をしてエアコンを販売していた大手業者に対し、景表法違反であると認定し、5180 万円の課徴金を命じました。

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_cms212\\_201223\\_1.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_201223_1.pdf)

・抗体検査キットを使用することにより、新型コロナウイルスに感染しているか否かが判定できるかのように示す表示をしていた業者に対し、再発防止等の指導と一般消費者等への注意喚起を行いました。

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_201225\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201225_01.pdf)

日弁連は、「不当景品類及び不当表示防止法上の課徴金制度の強化を求める意見書」を内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）及び消費者庁長官に提出しており、広告のリーガルチェックの重要度はどんどん高まっています。

<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2020/201217.html>

#### ◆第 4 位◆

帝国データバンク 倒産集計 2020 年 11 月報

<https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/2011.html>

- ・倒産件数は 563 件（前年同月比 22.2%減）と、11 月としては 2000 年以降最少
- ・負債総額は 952 億 1200 万円（前年同月比 27.2%減）と、4 カ月連続の前年同月比減少。

負債総額についても11月としては2000年以降最小

- ・負債額最大の倒産はエアアジア・ジャパン（株）（愛知県、破産）の負債約217億円
- ・業種別にみると、全業種で前年同月を下回った。なかでも建設業（92件、前年同月比31.3%減）、卸売業（70件、同29.3%減）、小売業（134件、同15.7%減）などで減少が目立つ。
- 一方、飲食店（63件）は、前年同月から8.6%増と、依然として増加傾向が続く
- ・主因別にみると、「不況型倒産」の合計は429件（前年同月比24.6%減）と、構成比は76.2%（同2.4ポイント減）を占める
- ・債規模別にみると、負債5000万円未満の倒産は364件（前年同月比17.6%減）、構成比は64.7%を占める
- ・地域別にみると、全地域で前年同月を下回り、このうち8地域で2ケタ減となった。
- ・人手不足倒産は7件（前年同月比50.0%減）発生、3カ月連続の前年同月比減少
- ・後継者難倒産は34件（前年同月比29.2%減）発生、2カ月連続の前年同月比減少
- ・返済猶予倒産は28件（前年同月比20.0%減）発生、3カ月連続の前年同月比減少

東京商工リサーチによると、

- ・2020年11月の全国企業倒産569件
- ・件数は50年間で2番目の低水準、
- ・新型コロナウイルス関連倒産は、11月は89件（2月以降、累計697件）

<https://www.tsr-net.co.jp/news/status/monthly/202011.html>

依然として嵐の前の静けさが続いています。

再生や倒産は「再生・破産対策チーム」にご相談ください。

経営者保証ガイドラインの利用により経営者の破産を回避した実績もあります。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

### ◆第3位◆

令和2年6月に賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律が成立したことを踏まえ、国土交通省がサブリース住宅標準契約書の雛形を公表しました。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000018.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000018.html)

雛形は大変便利ですが、そのまま用いてしまうと、

- ①不利な契約条項を見落としてしまう。
- ②業務の実態に合わない条項が適用されてしまう。
- ③法的に問題がある契約に関与してしまう。

という問題があります。

当事務所では、「契約書サポートプラン」をご用意し、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応（1万5000円～）も可能ですので、お気軽にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

## ◆第2位◆

特許庁の動きも活発です。

・「特許・実用新案審査ハンドブック」の改訂

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook\\_shinsa/kaitei/202012.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/kaitei/202012.html)

・商標早期審査・早期審理ガイドラインの改訂

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/index.html>

・商標審査便覧の改訂

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran-kaitei/2020-12\\_oshirase\\_syouhyoubin\\_kaitei.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran-kaitei/2020-12_oshirase_syouhyoubin_kaitei.html)

・発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/hatumei\\_reigai.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/hatumei_reigai.html)

・意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続

<https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/index.html>

知的財産権に関するご相談は、「知的財産チーム」が承ります。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

## ◆第1位◆

中小企業への「同一労働同一賃金」の施行が2021年4月に迫っています。

日本商工会議所の調査では、「同一労働同一賃金」について「対応済み・対応の目途が付いている」と回答した企業は52.0%にとどまっており、50.1%の企業が「内容が分かりづらい」と回答しています。

これを踏まえ、日本商工会議所が、中小企業向けに「同一労働同一賃金まるわかりBOOK」を公表しました。

<https://www.jcci.or.jp/news/2020/1130103000.html>

同一労働同一賃金への対応は待った無しです。

先月のメルマガでお知らせした「中小企業のための働き方改革 10 のチェックシート ～働き方改革の対応はお済みですか～」

[https://www.jcci.or.jp/20201111\\_checksheetsjcci.pdf](https://www.jcci.or.jp/20201111_checksheetsjcci.pdf)

もご活用いただき、同一労働同一労働への対応は、いますぐ「労務対策チーム」にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

---

## 【2】セミナー案内

---

弁護士の専門性を活かしたセミナーを実施しています。

### ① 問題社員対応連続セミナー「ローパフォーマンス社員」

・日 時：2021年2月17日（水）14:00-15:00

・講 師：弁護士伊山正和

・会 場：京都ホテルオークラ

・概 要：ローパフォーマンス社員に焦点を絞り、類型別に問題社員対応のポイントや留意点を徹底解説します。

・参加費：3000円

### ② 問題社員対応連続セミナー「欠勤を続ける社員」

・日 時：2021年3月9日（火）14:00-15:00

・講 師：弁護士伊山正和

・会 場：京都ホテルオークラ

・概 要：欠勤を続ける社員に焦点を絞り、類型別に問題社員対応のポイントや留意点を徹底解説します。

・参加費：3000円

### ③ 問題社員対応連続セミナー「会社の指示に従わない社員・協調性を欠く社員」

・日 時：2021年4月22日（木）14:00-15:00

・講 師：弁護士伊山正和

・会 場：京都ホテルオークラ

・概 要：会社の指示に従わない社員・協調性を欠く社員に絞り、類型別に問題社員対応のポイントや留意点を徹底解説します。

・参加費：3000円

#### ④ 景品表示法対応実務セミナー

- ・日 時：2021 年春以降（日程調整中）
- ・講 師：弁護士野崎隆史
- ・会 場：京都総合法律事務所または近隣ホテル
- ・概 要：最新の「打消し表示・二重価格表示」や「インターネット上の懸賞企画」の違反事例の何が問題だったのかを法律の基本的な考え方から遡って徹底的に解説いたします。
- ・参加費：3000 円

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは…

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

---

### 【3】ニュースレター案内

---

News Letter vol.9 を発行しました。

- ・お客様は神様？クレーマーも神様？ (弁護士野崎隆史)
- ・同一労働同一賃金のポイントは「バランス待遇」 (弁護士伊山正和)
- ・意匠法の改正について (弁護士拾井美香)
- ・新メンバーのご紹介 (弁護士竹内まい)
- ・年末の恒例行事 (編集委員)

添付の PDF をご覧ください。

バックナンバーは…

<https://kyotosogo-law.com/category/letter/>

### 【編集後記】

2020 年 12 月号、いかがでしたでしょうか？

12 月 10 日に開催したセミナー「カスタマーハラスメント・クレーム対応の実務」のエッセンスは、「News Letter vol.9」にコンパクトに記載させていただきました。

皆様お悩みのクレーム対応については、セミナーでお話しさせていただいた実践例とクレームガードをご利用いただければと思います。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

阪神は近年稀に見る徹底的な補強をしましたね。

スアレス投手、残留ありがとう！

阪神のフロント、本当によく頑張りました！

2021年はこの執念が実りますように。

F1は、最終戦でマックス・フェルスタッペン選手が見事なポール・トゥ・ウィン！

2021年は角田裕毅選手がF2から昇格し、2014年の小林可夢偉選手以来の日本人F1ドライバーに。

この角田裕毅選手、大注目ですよ。

M1は、2017年の上沼恵美子激おこフラグを回収したマヂカルラブリーが戴冠。

土下座での登場と「どうしても笑わせたい人がいる」の掴みが秀逸でしたね。

3年越しのストーリーとしてこれはこれでアリだと思いました。

ただ、私の頭の中には延々と「Goodbye Sunday ほら来た Monday 休憩 Tuesday」が流れています…どうにかしてほしい。

世界が止まってしまったような2020年もあとわずか。

どんな状況であっても私達は歩みを止めるわけにはいきません。

当事務所も新メンバーを加え、絶えず進化していきます。

絶望の後には希望しかないはず。

それでは皆様、よいお年を！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

**【京都総合法律事務所】**

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

弁護士 野崎隆史

[nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com)